

報道発表資料

相談解決のためのテストからNo. 180

令和5年10月25日  
独立行政法人国民生活センター

消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テストの結果をご紹介します。

## 中綿の組成が表示と異なっていたコート

### 1. 依頼内容

「購入したコートの中綿の組成が疑わしい。表示に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けました。

### 2. 調査

当該品は、中綿のダウン、フェザー<sup>(注1)</sup>、ポリエステルについての組成表示がある紳士用のコートで、相談者は通信販売にて購入し、薄くてペラペラであったため、表示とのギャップを感じたとのことでした。

家庭用品品質表示法 繊維製品品質表示規程において、コートのうち詰物を使用しているものについては、表生地、裏生地及び詰物の組成繊維の名称とそれぞれの繊維の混用率（羽毛製品の場合は組成混合率<sup>(注2)</sup>）を表示することとされています。また、混用率の数値が5の整数倍（100を除く）の場合、混用率を表示する際の誤差の許容範囲は±5%以内とされています。

当該品の中綿について、JIS L 1903「羽毛試験方法」及びJIS L 1030「繊維の混用率試験方法」により組成混合率を調べたところ、フェザーは表示に近い割合でしたが、ダウンが表示の半分程度の割合、その分、ポリエステルの割合が高く、同規程に定められた誤差の許容範囲を大幅に逸脱していました。

(注1) フェザーにはスモールフェザー、ラージフェザー、損傷フェザー、ダウンファイバー、フェザーファイバー、陸鳥フェザー、きょう雑物を含みます。

(注2) 組成混合率とは、羽毛をダウン、フェザー等に選別し、それらを質量比で示した割合。

### 3. 解決内容等

依頼センターがテスト結果を販売事業者に説明したところ、製造事業者内で仕様に関する認識のずれが生じ、表示と異なるものが製造されたとの回答がありました。販売事業者は今後、管理や検査の体制を徹底するとともに、当該品の購入者に対しては、中綿の組成混合率が表示どおりの商品を送付するとのことでした。

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165